

武富士 会社更生

緊急 電話相談

110番

主 催

滋賀県司法書士会

私達、滋賀県司法書士会では、深刻な社会問題となっている多重債務問題の抜本的解決を目指して積極的に取り組んで参りました。

さて、平成22年9月28日、東証一部上場の大手消費者金融である「株式会社武富士(本店:東京都新宿区西新宿8-15-1)」が東京地裁に会社更生法の適用申請をして受理されました。同社の発表によると、平成22年3月時点での貸付残高は5897億円、貸付件数107万人であり、負債総額は約4336億800万円(平成22年6月30日現在)とされています。

同社破綻により考えられる影響としては、同社が主に個人消費者を対象として融資を実施していたことから、通常は金融機関や取引先企業を対象にして行われる会社更生手続が、今回は債権者の大半が個人の一般消費者であることが予定され、多くの顧客の間で混乱が起きることが懸念されます。以前に別の貸金業者が民事再生等の手続を行った際にも相談会を実施しましたが、そのときも多数の利用者から「今後の支払いをどうすればよいか」「過払い金はどのような取り扱いになるか」等、多くの相談が寄せられました。そこで当会では、下記のとおり無料電話相談を実施します。

また、今回の会社更生手続においては債権届出期間内に届出をしないと権利が失権してしまうことになります(失権効)。また、現時点では武富士の今後の会社更生手続の詳細は明らかではありませんが、今回の会社更生手続においては、潜在的な過払債権者の会社更生法申請における正当な権利行使のための機会を失わせてしまう可能性や、全ての債権者が適正な手続き参加を保証されないおそれがありますので、多数の顧客(個人消費者)に対しては納得できる更生計画(すべての取引について、利息制限法に基づく自発的な引き直し計算を行い、過払いの場合には再生手続への参加を、借入債務がある場合には制限利率への圧縮を行っていく)となるよう注目する必要がありますので、今後とも当会としては、更生手続を注視し、必要に応じて当会としての要望や、相談会等を行っていく予定です。

私達、滋賀県司法書士会は、同社の利用者(個人消費者)の権利が侵害されることのないよう今後も活動を続けていきます。

開催日時

平成22年10月2日(土)・3日(日)
いずれも 午前10時～午後5時

相談電話番号

077-525-1093
077-527-5545
077-527-5576

お問い合わせ先 滋賀県司法書士会 電話:077-525-1093(平日午前9時から午後5時まで)